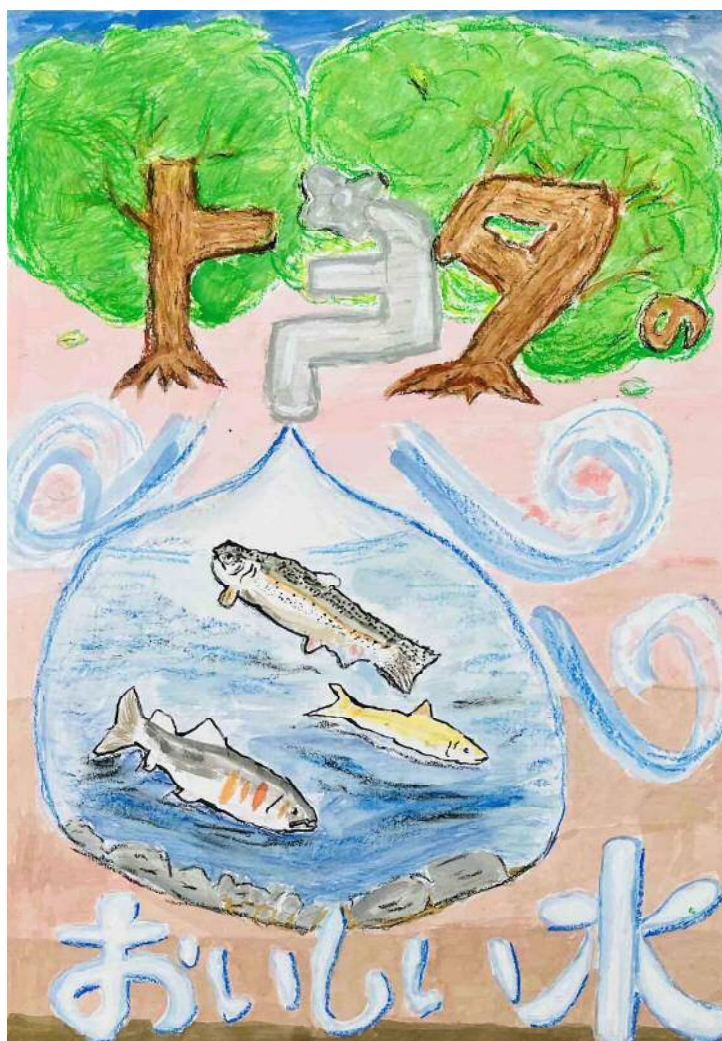




令和6年度 豊田市上下水道局水道水質検査計画



令和5年度水道・下水道ポスター 最優秀賞（水道の部）

『いつでも たよれる ライフライン 水道』を基本理念とし、お客様に安心してお使いいただける水道水をお届けできるよう、水道水質検査計画を策定し、水質管理に努めてまいります。

豊田市上下水道局 上水運用センター

目次

	ページ
水質検査計画とは	1
1 基本方針	1
(1) 検査地点	
(2) 検査項目	
(3) 検査頻度	
2 水道事業の概要	2
(1) 給水状況	
(2) 浄水場等の概要	
3 水道水源及び水道水の水質状況	3
(1) 水道水源	
(2) 水道水の水質状況	
(3) 水質管理上注意すべき項目	
4 水質検査	5
(1) 水質検査地点	
(2) 定期水質検査項目及び頻度	
(3) 原水の水質試験	
(4) 水質管理上注意すべき項目の調査	
(5) 検査機関及び検査方法について	
5 臨時の水質検査	8
6 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	8
7 水質検査結果の精度・信頼性	10
8 関係機関との連携	10
用語解説	11

水質検査計画とは

水道事業者は、水道法令の定めにより毎事業年度の開始前に水質検査計画を作成するとともに、これをお客さまに情報提供することを義務付けられています。

豊田市では、水質検査計画の中で、水源から蛇口（給水栓）までの水質検査の方針及び具体的な計画を定めており、本計画を通し、適正な水質管理とお客さまへの情報提供を図っていきます。

1 基本方針

水道水の安全性及び安定性を確保するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

ア 水道水（浄水）

配水系統を代表する蛇口（給水栓）及び浄水施設の出口で実施します。

イ 水源等（原水）

井戸、河川、貯水池及び水源混和池で実施します。

(2) 検査項目

ア 水道法により検査が義務付けられている項目

・ 毎日検査項目

・ **水質基準項目（11 ページ 用語解説 注 1 参照）**

イ 検査を行うことが望ましいとされる項目（**水質管理目標設定項目（11 ページ 用語解説 注 2 参照）**）

ウ 水質管理上必要な項目

(3) 検査頻度

法令及び過去の検査結果などにに基づき実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

表 1 豊田市の給水状況（令和5年3月31日時点）

面積	918. 32 k m ²
給水面積	567. 63 k m ²
人口	416, 747 人
給水人口	416, 722 人
給水戸数	178, 002 戸
普及率（給水区域内）	99. 97 %
1日最大配水量	152, 703 m ³ /日
管路延長	3, 685 k m

(2) 浄水場等の概要

豊田市が管理する浄水場及び主要な配水施設は 29 施設あります。施設の位置図は図 1、施設の概要は別表 1 のとおりです。

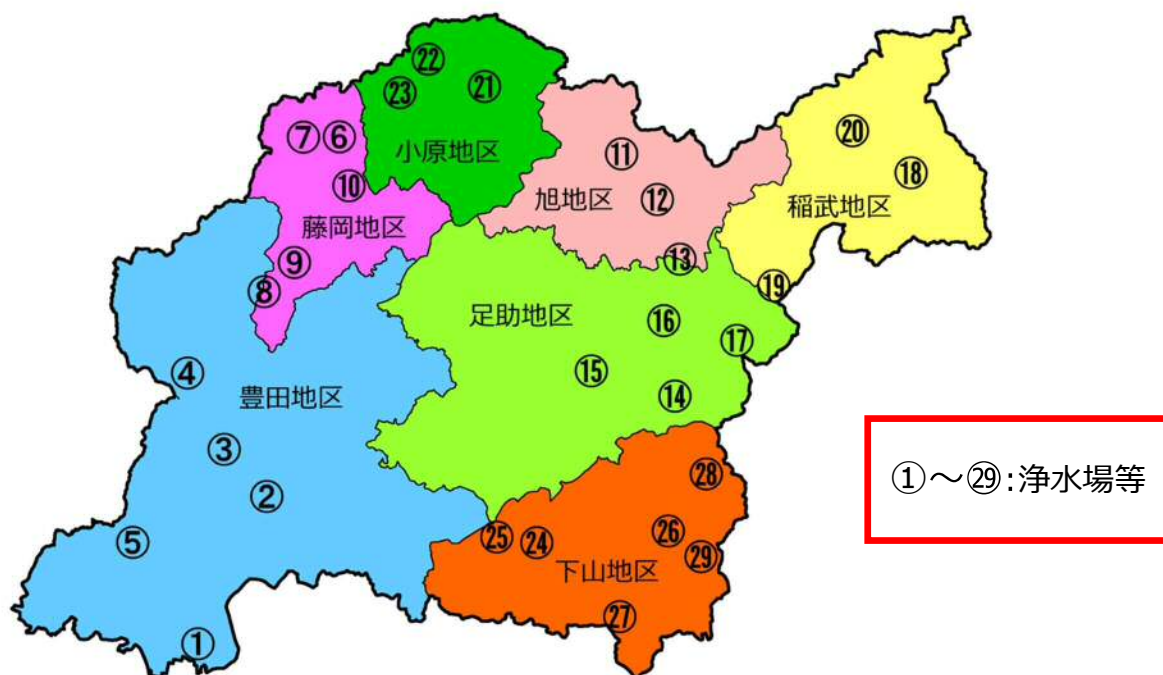


図 1 浄水場等位置図

3 水道水源及び水道水の水質状況

(1) 水道水源

ア 水源内訳

表2 豊田市の水源内訳（令和5年3月31日時点）

水源等の種類	水道水としての使用割合
① 地下水（水源井戸からくみ上げる水）	約 20 %
②表流水（山間部の河川やダムからとる水）	
② 愛知県企業庁から購入する浄水	約 80 %

イ 水質状況

各水源の水質は、水源流域での環境保全により良好な水質が保たれています。ただし、産業の高度化や生活の多様化に伴い増加した化学物質の使用・排出や、農地における農薬散布等により、水道水質に影響をもたらすおそれがあります。このことから、水源の水質を常に監視し、適正な浄水処理を行っています。

(2) 水道水の水質状況

水道水は、全ての地点で水質基準を満たしており、安全な水を配水しています。

(3) 水質管理上注意すべき項目

水道水源では、水源の種類ごとに天候悪化や周辺環境、地質など水道水に影響を及ぼすことから、水質管理上注意すべき項目があります。また、消毒の残留効果減少対策として配水場等で消毒剤を追加することにより、水道水中の**消毒副生成物（11ページ用語解説 注3参照）**の生成量が増えることがあります。これら水質悪化の要因を踏まえ、高度浄水処理施設の設置や薬品管理の徹底など状況に応じた対策を講じています（表3）。

表 3 水質管理上注意すべき項目

水質悪化の要因	水道水への影響	対策
1 地下水（井戸）		
有機溶剤汚染	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン（11 ページ用語解説 注 4 参照）の検出	高度浄水処理（エアレーション）
地質由来の金属	鉄、マンガン等の検出	除去装置等
2 地表水（河川、貯水池）		
富栄養化	かび臭物質（12 ページ用語解説 注 5 参照）の検出	高度浄水処理（活性炭吸着塔）
降雨等による水質悪化	色度、濁度、有機物濃度の上昇	除濁装置
	八口酢酸（12 ページ用語解説 注 6 参照）の生成	除濁装置 高度浄水処理（活性炭吸着塔） 管末放水による水道水の滞留解消等
3 その他		
水道水滞留 水温上昇	消毒の残留効果減少	配水場等での消毒剤追加
消毒剤の劣化等	塩素酸（12 ページ用語解説 注 7 参照）の生成	消毒剤の適正管理

4 水質検査

(1) 水質検査等の地点

ア 毎日検査

配水システムを考慮して選定した 66 地点で実施します（別表 3）。

イ 定期水質検査（浄水）

配水システム及び過去の検査結果を考慮して選定した 62 地点で実施します（別表 4）。

ウ 原水試験

水源として利用されている 58 地点で実施します（別表 2）。

なお、取水休止中の水源において、渇水期に使用が想定される水源については、原水と同様の検査を実施します。施設の稼働予定がない水源については試験を実施しません。

(2) 定期水質検査項目及び頻度

給水栓及び浄水場等において水質変動を把握するため、法令で定められた頻度により検査を実施します（図 2、表 4、表 5）。

詳細は別表 5 のとおりです。

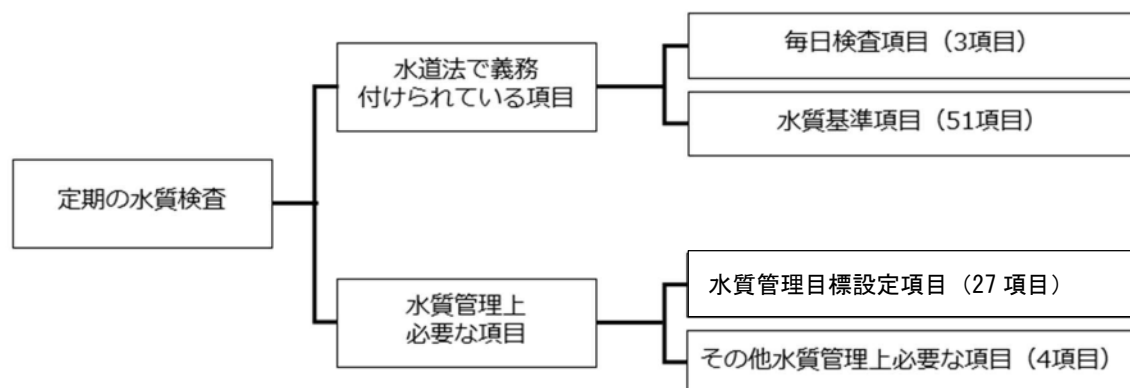


図 2 定期の水質検査項目

表 4 検査項目の内容

定期の水質検査	項目	項目の内容
水道法で義務付けられている項目	毎日検査項目	色、濁り、消毒の残留効果の3項目
	水質基準項目	水道法に規定された人の健康に関連する項目など 51項目
水質管理上必要な項目	水質管理目標設定項目	無機物/重金属、一般有機物、消毒副生成物、農薬類など 27項目
	その他水質管理上必要な項目	クリプトスポリジウムなど 4項目

表 5 検査頻度 (浄水)

項目	詳細	検査頻度
毎日検査項目	色、濁り、残留塩素	日 1 回
水質基準項目 (全 51 項目)	衛生上重要視する必要がある 9 項目 (一般細菌等)	月 1 回
	クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸	年 4 回~9 回
	上記以外の消毒副生成物 8 項目	年 4 回
	シアン化物イオン及び塩化シアン	年 4 回
	かび臭物質 (ジェオスミン、 2-メチルイソボルネオール)	年 2 回~5 回 ※1 (藻類の発生時期)
	上記以外の項目 (28 項目)	年 4 回 (省略が可能な 地点 (※ 2) は年 2 回)
水質管理目標 設定項目	——	年 1 回

※1 かび臭物質を生成する藻類が発生しやすい水源から取水している場合は回数を増やして実施します。

※2 下記の条件にいずれも該当しない地点

- ① 過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超過したことがある地点
- ② 過去 3 年以内に浄水方法を変更した地点

(3) 原水の水質試験

原水の水質には水質基準等の適用はありませんが、浄水処理に大きく影響するため、表6の頻度により試験を実施します。詳細は別表5のとおりです。

表6 試験頻度（原水）

項目	詳細	水源種別	試験頻度
水質基準項目	消毒副生成物 11 項目と味は除く	地下水・表流水	年 2 回
水質管理目標 設定項目	——	地下水・表流水	年 1 回
水質管理上必 要な項目	耐塩素性病原生物（12 ページ 用 語解説 注 8 参照） (クリプトスポリジウム等)	地下水	指標菌検出の 場合のみ
		表流水	年 1 回
	耐塩素性病原生物の指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌)	地下水	年 1~4 回
		表流水	年 1 回

(4) 水質管理上注意すべき項目の調査

水質管理上注意すべき項目について高度浄水処理などの対策を講じていますが、浄水処理効果の確認を行う必要があります。また、水質管理上注意すべき項目について検出状況の把握も必要なため、定期的な水質調査を実施します（表7）。

表7 水質管理上注意すべき地点と調査内容

配水場等	調査場所	調査項目	調査頻度
中切水源浄水場	浄水場の出口及び混和池	揮発性有機 化合物	年 4 回
	浄水場の出口及び混和池 中切水源の一部	水銀及び その化合物	年 4 回
深見浄水場	藤岡南部第 8 水源		
木瀬浄水場	活性炭吸着塔の前後	かび臭物質	年 4 回
日下部浄水場	活性炭吸着塔の前後	色度・ 濁度・有機物	年 4 回

(5) 検査機関及び検査方法について

ア 検査機関

当市の検査機関は、**水道水質優良試験所規範（12 ページ 用語解説 注 9 参照）**の認定を取得しており、水質検査の信頼性が確保された体制のもと、自己検査で行います。

なお、耐塩素性病原生物の試験については厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（水道法第 20 条第 3 項に定める検査機関）へ委託します。

イ 検査方法

国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。その他必要項目の検査方法は上水試験法（日本水道協会）等によって行います。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道法施行規則第15条第2項に基づき、当市が供給する水道水が、次の理由により水質基準に適合しないおそれがあるときに実施します。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺で**消化器系感染症（12 ページ 用語解説 注 10 参照）**が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤送・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥その他、特に必要があると認められたとき

6 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質基準値や独自に定めた管理目標値、水源等の状況などと比較して総合的に評価します。

水質検査計画及び毎月の水質検査結果は、市ホームページに公表しています。また、水質検査計画は、図3のとおり、内容についてお客様のご意見をいただきながら、毎年見直しを実施しております。各年度の水質検査結果は、「水道水質報告書」（冊子）として発行し、豊田市中央図書館で閲覧できます。なお、最新の報告書は、市ホームページにも掲載しています。

【豊田市ホームページ掲載資料リンク】

①水質検査計画



ホームページ サイト内検索番号

1003612 検索

②毎月の水質検査結果



ホームページ サイト内検索番号

1040094 検索

③水質検査報告書（年度報告）



ホームページ サイト内検索番号

1037410 検索

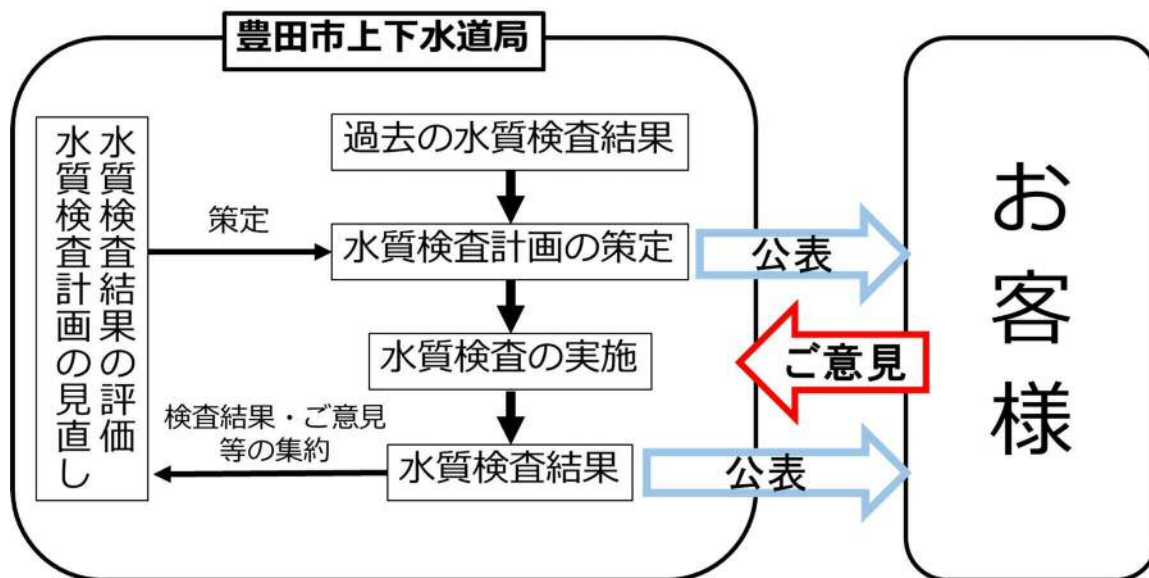


図3 水質検査計画の見直しと策定の流れ

7 水質検査結果の精度・信頼性

水質検査の結果は水道水の安全性を保証するもので、その結果には高い信頼性が必要となります。当市では、平成 25 年度に水道 GLP の認証を取得し、水質検査の精度及び信頼性の確保に努めています。

また、厚生労働省や愛知県が行う外部精度管理事業への積極的な参加や内部精度管理、教育訓練、検査機器の計画的な整備等を実施し、検査技術の向上に努めています。

8 関係機関との連携

水道水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、豊田市水道水質安全プランに基づき、厚生労働省、愛知県保健医療局生活衛生部、愛知県企業庁、豊田市環境部などと連絡を密にして、早急に状況調査や対策及び水源の水質検査を行う体制をとっています。

水質検査計画へのご意見・ご要望などにつきましては下記連絡先にてお受けいたします。

豊田市上下水道局 上水運用センター
〒471-0062 豊田市西山町 5 - 2 - 8
TEL : 0565-34-6657
FAX : 0565-31-3622
E-mail : j-unyo@city.toyota.aichi.jp



豊田市水道キャラクター
「ぴっちゃん」

用語解説

注 1 水質基準項目 「水質基準に関する省令」(平成 15 年 5 月 30 日厚労省令第 101 号)により水道水が備えなければならない水質上の要件として設定された項目で、51 項目あります。

注 2 水質管理目標設定項目 厚生労働省健康局長通知(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号)により水質基準を補完する目的で設定された項目で、31 項目あります。

注釈補足 水質項目の分類について

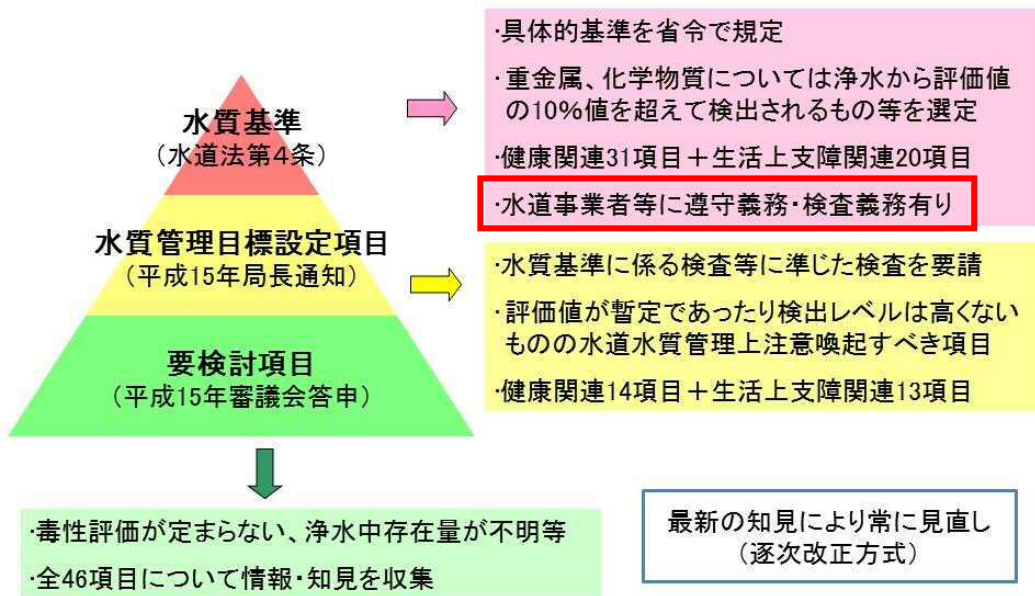


図 4 水質分類について
(厚生労働省 HP より抜粋)

注 3 消毒副生成物 水道水の消毒に使用される消毒剤の分解や、有機物質との反応などにより生成されるものの総称です。また、水道水のオゾン処理により生成されるものもあります。水質基準項目としては、11 項目あります。

(別表 5 (2) No.21~31 参照)

注 4 トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン 金属や半導体の洗浄剤として広く使用されてきた合成化学物質です。工場等から漏洩したものが地下に浸透し、地下水を汚染したと考えられています。

注 5 かび臭物質

湖沼やダム湖で繁殖するラン藻類または放線菌等の細菌類により生成される異臭味の原因物質で、水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気が感じられるため、基準値は他の項目よりも低く設定されています。

水質基準項目において、ジオスミン及び2-メチルイソボルネオールの2項目が設定されています。

注 6 八口酢酸

消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムと水道水中に含まれる有機物が反応することにより生成されます。

水質基準項目には、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸があります。

注 7 塩素酸

消毒副生成物であり、消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムの分解物です。次亜塩素酸ナトリウムの長期保存や高温下での保存により、薬剤が劣化すると塩素酸濃度は上昇します。このため、貯蔵期間の短縮や温度管理が求められます。

注 8 耐塩素性病原生物

し尿排水に生息するクリプトスポリジウム、ジアルジア等の原虫で、水道水の摂取から経口感染する場合があります。感染すると激しい下痢症状を起こします。これらの原虫は塩素消毒では不活化できないため、集団感染を引き起こす可能性があります。

**注 9 水道水質優良試験所
規範（水道 GLP）**

水道事業者の水質検査部門及び登録検査機関が行う、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するための制度です。豊田市上下水道局上水運用センターは、水道水の水質基準項目について平成 25 年度に（公社）日本水道協会から認定され、平成 29 年度、令和 4 年度に認定が更新されました。



【水道 GLP 認定マーク】

注 10 消化器系感染症

胃、大腸、小腸などの消化器官及びその付属器官が関係する感染症のことです。

別表 1 浄水場等の概要

地域	No	施設名	水源種別	浄水方法 (※1)	計画浄水量 (m ³ /日) (※2)
豊田	1	中切水源浄水場	地下水	マンガン接触ろ過 エアレーション	21,200
	2	川田水源浄水場	地下水	マンガン接触ろ過	5,640
	3	豊田配水場	浄水受水	消毒のみ	75,600
	4	猿投配水場	浄水受水	消毒のみ	28,000
	5	高岡配水場	浄水受水	消毒のみ	26,000
藤岡	6	藤岡北部第 1 浄水場	表流水	緩速ろ過 除濁装置 (連続移動床)	339
	7	藤岡北部第 2 浄水場	表流水	緩速ろ過 除濁装置 (連続移動床)	981
	8	西中山送配水場	地下水 浄水受水	消毒のみ	地下水 190 県水 8,000
	9	深見浄水場	地下水	エアレーション	300
	10	木瀬浄水場	表流水	急速ろ過 活性炭吸着塔	1,500
旭	11	新時瀬浄水場	地下水	MF 膜ろ過 マンガン接触ろ過	430
	12	万町浄水場	表流水	MF 膜ろ過 マンガン接触ろ過	1,190
	13	日下部浄水場	表流水	緩速ろ過 活性炭吸着塔	430

地域	No	施設名	水源種別	浄水方法 (※1)	計画浄水量 (m ³ /日) (※2)
足助	14	後川浄水場	表流水	MF 膜ろ過	1,199
	15	怒田沢浄水場	表流水	UF 膜ろ過	1,199
	16	上八木浄水場	表流水	緩速ろ過 活性炭吸着塔	1,115
	17	大多賀浄水場	表流水	UF 膜ろ過	595
稲武	18	野入浄水場	表流水	MF 膜ろ過 マンガン接触ろ過	1,589
	19	小田木浄水場	表流水	緩速ろ過	666
	20	押川浄水場	表流水	MF 膜ろ過	118
小原	21	小原東部浄水場	表流水	緩速ろ過	1,280
	22	小原北部浄水場	表流水	緩速ろ過	167
	23	小原西部浄水場	表流水	緩速ろ過	477
下山	24	大沼浄水場	表流水	急速ろ過	430
	25	大沼梶浄水場	表流水	MF 膜ろ過 マンガン接触ろ過 活性炭吸着塔	2,020
	26	野原浄水場	表流水	急速ろ過 活性炭吸着塔	750
	27	黒坂浄水場	表流水	MF 膜ろ過 マンガン接触ろ過 活性炭吸着塔	470
	28	阿蔵浄水場	表流水	MF 膜ろ過	321
	29	根山浄水場	地下水	MF 膜ろ過	9

※1 浄水方法は現在稼動している主な処理で、稼動していないものは記載していません。

※2 認可上の計画浄水量で実際の処理水量とは異なります。

別表 2 浄水場等の所在地及び水源

地域	No	施設名	所在地	水源
豊田	1	中切水源浄水場	畝部東町	中切水源第 1、2、3、4、5、7、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31 号井、中切水源混和池 ※1
	2	川田水源浄水場	水間町	川田水源第 3、4 号井、川田混和池（豊田配水場からの受水）
	3	豊田配水場	西山町	（豊田第 1 受水点：県営水道受水）※2
	4	猿投配水場	浄水町	（豊田第 2 受水点：県営水道受水）※2
	5	高岡配水場	上丘町	（豊田第 3 受水点：県営水道受水）※2
藤岡	6	藤岡北部第 1 浄水場	大岩町	藤岡北部第 1、2 水源
	7	藤岡北部第 2 浄水場	三箇町	藤岡北部第 3 水源
	8	西中山送配水場	西中山町	藤岡南部第 7 水源 （藤岡受水点：県営水道受水）※2
	9	深見配水場	深見町	藤岡南部第 8 水源※1 （西中山送配水場からの受水）※2
	10	木瀬浄水場	木瀬町	木瀬ダム水源
旭	11	新時瀬浄水場	閑羅瀬町	時瀬水源
	12	万町浄水場	万町町	万町水源
	13	日下部浄水場	日下部町	日下部水源
足助	14	後川浄水場	御内町	後川水源
	15	怒田沢浄水場	怒田沢町	怒田沢水源
	16	上八木浄水場	上八木町	上八木水源
	17	大多賀浄水場	大多賀町	大多賀水源

地域	No	施設名	所在地	水源
稲武	18	野入浄水場	野入町	野入水源
	19	小田木浄水場	小田木町	小田木水源
	20	押川浄水場	押山町	押川第 2 水源
小原	21	小原東部浄水場	大ヶ蔵連町	東部水源
	22	小原北部浄水場	小原田代町	北部水源
	23	小原西部浄水場	大洞町	西部第 1、第 2 水源
下山	24	大沼浄水場	大沼町	平瀬水源
	25	大沼梶浄水場	大沼町	平瀬水源
	26	野原浄水場	野原町	野原水源
	27	黒坂浄水場	黒坂町	黒坂水源
	28	阿蔵浄水場	阿蔵町	阿蔵水源
	29	根山浄水場	羽布町	根山水源

※1 一部ポンプが故障等しているため、取水を止めています。

※2 () は水源でなく浄水の受水地点を示します。

別表 3 毎日検査地点

地域	No	系統	町名	地点名
豊田	1	猿投配水場	猿投町	野入水質監視所
	2		高町	高町中継所
	3		西広瀬町	西広瀬水質監視所
	4	豊田配水場	西山町	場内
	5		駒場町	駒場水質監視所
	6		下林町	下林水質監視所
	7	川田水源送水場	水間町	場内
	8		芳友町	芳友水質監視所
	9		長沢町	長沢水質監視所
	10		坂上町	坂上水質監視所
	11		足助町	足助支所
	12		鍋田町	鍋田水質監視所
	13		大河原町	葛配水ポンプ場
	14	高岡配水場	上丘町	場内
	15		住吉町	住吉水質監視所
	16	中切水源配水場	畝部東町	場内
	17		若林東町	若林水質監視所
藤岡	18	藤岡北部第1浄水場	大岩町	場内
	19		西市野々町	西市野々水質監視所
	20	藤岡北部第2浄水場	三箇町	場内
	21		白川町	石畳水質監視所
	22	北曾木配水場	折平町	折平公民館
	23	西中山送配水場	西中山町	西中山水質監視所
	24	深見配水場	上川口町	川口水質監視所
	25	木瀬浄水場	木瀬町	場内
	26	石飛配水場	木瀬町	木瀬水質監視所
	旭	27	新時瀬浄水場	閑羅瀬町
28		下切町		小渡こども園
29		万町浄水場	万町町	場内
30			池島町	ぬくもりの里
31		日下部浄水場	日下部町	場内
32			旭八幡町	旭高原元気村

地域	No	系統	町名	地点名
足助	33	後川浄水場	御内町	場内
	34		東大見町	東大見第2配水場
	35		足助町	飯盛コントロール室
	36	怒田沢浄水場	怒田沢町	場内
	37		桑田和町	足助消防署
	38	上八木浄水場	上八木町	場内
	39		月原町	熊野神社
	40	大多賀浄水場	大多賀町	場内
	41		連谷町	連谷集会所
稲武	42	野入浄水場	野入町	場内
	43		大野瀬町	山の駅大野瀬
	44	小田木浄水場	小田木町	場内
	45		田津原町	田津原公会堂
	46		御所貝津町	地藏峠ポンプ場
	47	押川浄水場	押山町	場内
	48		川手町	川手消防詰所
小原	49	小原東部浄水場	大ヶ蔵連町	場内
	50		築平町	築平減圧弁室
	51	小原北部浄水場	小原田代町	場内
	52		大ヶ蔵連町	大ヶ蔵連第2減圧弁室
	53	小原西部浄水場	大洞町	場内
	54		喜佐平町	喜佐平減圧弁室
下山	55	大沼浄水場	大沼町	場内
	56		国谷町	上国谷送水ポンプ場
	57	大沼梶浄水場	大沼町	場内
	58		花沢町	西ノ入配水場
	59	野原浄水場	野原町	場内
	60		羽布町	羽布ダム管理所
	61	黒坂浄水場	黒坂町	場内
	62		小松野町	日月神社
	63	阿蔵浄水場	阿蔵町	場内
	64		東大林町	三河高原キャンプ村
	65	根山浄水場	羽布町	場内
	66		羽布町	羽布町給水栓

別表 4 定期水質検査地点

地域	No	系統	町名	採水地点
豊田	1	中切水源配水場	畝部東町	場内
	2		若林東町	若林こども園
	3	川田水源送水場	水間町	場内
	4		長沢町	長沢加圧所
	5		坂上町	日明集会所
	6		足助町	足助支所
	7	豊田配水場	西山町	場内
	8		中田町	中田団地ちびっこ広場
	9	猿投配水場	浄水町	場内
	10		広幡町	広幡消防団詰所
	11		西広瀬町	西広瀬公民館
	12	高岡配水場	上丘町	場内
	13		住吉町	住吉こども園
藤岡	14	藤岡北部第 1 浄水場	大岩町	場内
	15		西市野々町	西市野々生活改善センター
	16	藤岡北部第 2 浄水場	三箇町	場内
	17		石畳町	石畳ふれあい広場
	18	北曾木配水場	折平町	折平公民館
	19	西中山送配水場	西中山	場内
	20		西中山町	西中山水質監視所
	21	深見配水場	上川口町	上川口公民館
	22	木瀬浄水場	木瀬町	場内
	23	石飛配水場	木瀬町	木瀬児童遊園
旭	24	新時瀬浄水場	閑羅瀬町	場内
	25		下切町	小渡こども園
	26	万町浄水場	万町町	場内
	27		池島町	ぬくもりの里
	28	日下部浄水場	日下部町	場内
	29		旭八幡町	旭高原元気村

地域	No	系統	町名	採水地点
足助	30	後川浄水場	御内町	場内
	31		東大見町	東大見第2配水場
	32		足助町	飯盛コントロール室
	33	怒田沢浄水場	怒田沢町	場内
	34		桑田和町	足助消防署
	35	上八木浄水場	上八木町	場内
	36		月原町	熊野神社
	37	大多賀浄水場	大多賀町	場内
	38		連谷町	連谷集会所
稲武	39	野入浄水場	野入町	場内
	40		大野瀬町	山の駅大野瀬
	41	小田木浄水場	小田木町	場内
	42		田津原町	田津原公会堂
	43	押川浄水場	押山町	場内
	44		川手町	川手消防詰所
小原	45	小原東部浄水場	大ヶ蔵連町	場内
	46		築平町	築平減圧弁室
	47	小原北部浄水場	小原田代町	場内
	48		大ヶ蔵連町	大ヶ蔵連第2減圧弁室
	49	小原西部浄水場	大洞町	場内
	50		喜佐平町	喜佐平減圧弁室
下山	51	大沼浄水場	大沼町	場内
	52		国谷町	上国谷送水ポンプ場
	53	大沼梶浄水場	大沼町	場内
	54		花沢町	西ノ入配水場
	55	野原浄水場	野原町	場内
	56		羽布町	羽布ダム管理所
	57	黒坂浄水場	黒坂町	場内
	58		小松野町	日月神社
	59	阿蔵浄水場	阿蔵町	場内
	60		東大林町	三河高原キャンプ村
	61	根山浄水場	羽布町	場内
	62		羽布町	羽布町給水栓

別表 5 検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

No	項目名	基準値等	検査回数 (回/日)
			浄水
1	色	異常でないこと	1
2	濁り	異常でないこと	1
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1 mg/L 以上	1

(2) 水質基準項目

No	項目名	基準値	検査回数 (回/年)			分類
			水道水 (浄水)		原水	
			変更新規 (※1)	既存		
1	一般細菌	100 個 /mL	12	12	2	病原性微生物汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	2	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	4	2	2	無機物/ 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	4	2	2・4 (※10)	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	4	2	2	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	4	2	2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	4	2	2	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L	4	2	2	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	4	2	2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	4	4	2	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	4	2	2	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	4	2・4 (※2)	2	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L	4	2	2	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L	4	2	2	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	4	2	2	
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	4	2・4 (※3)	2	

No	項目名	基準値	検査回数 (回/年)			分類
			水道水 (浄水)		原水	
			変更新規 (※1)	既存		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L	4	2	2	一般 有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	4	2・4 (※3)	2	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	4	2・4 (※3)	2	
20	ベンゼン	0.01 mg/L	4	2	2	
21	塩素酸	0.6 mg/L	4	4	0	消毒副 生成物 (※13)
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L	4	4・9 (※4)	0	
23	クロロホルム	0.06 mg/L	4	4	0	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	4	4・9 (※4)	0	
25	ジブromokロメタン	0.1 mg/L	4	4	0	
26	臭素酸	0.01 mg/L	4	4	0	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L	4	4	0	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	4	4・9 (※4)	0	
29	ブromोजクロメタン	0.03 mg/L	4	4	0	
30	ブromホルム	0.09 mg/L	4	4	0	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	4	4	0	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L	4	2	2	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	4	2・4 (※5)	2	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L	4	2	2	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L	4	2	2	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	4	2	2	味
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	4	2	2	着色
38	塩化物イオン	200 mg/L	12	12	2	味
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L	4	2・4 (※6)	2	
40	蒸発残留物	500 mg/L	4	2・4 (※7)	2	味

No	項目名	基準値	検査回数 (回/年)			分類
			水道水 (浄水)		原水	
			変更新規 (※1)	既存		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	4	2	2	発泡
42	ジエオスミン	0.00001 mg/L	2	2・5 (※8)	2・4 (※11)	かび臭
43	2-メチルイソボルネオ ール	0.00001 mg/L	2	2・5 (※8)	2・4 (※11)	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	4	2・4 (※9)	2	発泡
45	フェノール類	0.005 mg/L	4	2	2	臭気
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L	12	12	2	味
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	12	12	2	基礎的 性状
48	味	異常でないこと	12	12	0 (※12)	
49	臭気	異常でないこと	12	12	2	
50	色度	5 度	12	12	2	
51	濁度	2 度	12	12	2	

≪浄水の定期水質検査地点に関する補足≫ (定期水質検査地点：別表 4 参照)

※1 検査回数を省略せずに実施する地点

新規追加した地点

<2022年4月～> No.18 折平公民館

※2 年4回実施する地点 (6 ページ、表 5 参照)

No.22 木瀬浄水場

※3 年4回実施する地点 (7 ページ、表 7 参照)

No.1 中切水源配水場

※4 年9回実施する地点 (6 ページ、表 5 参照)

No.26 万町浄水場、No.27 ぬくもりの里、No.30 後川浄水場、No.31 東大見第 2 配水場、

No.32 飯盛コントロール室、No.33 怒田沢浄水場、No.34 足助消防署、No.35 上八木浄水場、

No.36 熊野神社、No.37 大多賀浄水場、No.38 連谷集会所、No.41 小田木浄水場、No.42 田津原

公会堂、No.45 小原東部浄水場、No.46 築平減圧弁室、No.47 小原北部浄水場、No.48 大ヶ蔵連

第 2 減圧弁室、No.49 小原西部浄水場、No.50 喜佐平減圧弁室

※5 年4回実施する地点 (6 ページ、表 5 参照)

No.14 藤岡北部第 1 浄水場、No.15 西市野々生活改善センター、No.22 木瀬浄水場、

No.26 万町浄水場、No.27 ぬくもりの里

※6 年4回実施する地点 (6 ページ、表 5 参照)

No.1 中切水源配水場、No.2 若林こども園

※7 年4回実施する地点（6ページ、表5参照）

No.1 中切水源配水場、No.2 若林こども園、No.3 川田水源送水場

※8 年5回実施する地点（6ページ、表5参照）

No.7 豊田配水場、No.8 中田団地ちびっこ広場、No.12 高岡配水場、No.13 住吉こども園、
No.22 木瀬浄水場、No.23 木瀬児童遊園

※9 年4回実施する地点（6ページ、表5参照）

No.3 川田水源送水場、No.4 長沢加圧所、No.5 日明集会所、No.10 広幡消防団詰所、No.11 西広瀬公民館、No.12 高岡配水場、No.16 藤岡北部第2浄水場、No.17 石畳ふれあい広場、No.21 上川口公民館、No.24 新時瀬浄水場、No.25 小渡こども園、No.36 熊野神社、No.38 連谷集会所、No.41 小田木浄水場、No.48 大ケ蔵連第2減圧弁室、No.52 上国谷送水ポンプ場、No.53 大沼梶浄水場、No.61 根山浄水場

≪原水の定期水質検査地点に関する補足≫（原水の水質検査地点：別表2参照）

※10 年4回実施する地点（7ページ、表7参照）

No.1 中切水源、No.9 藤岡南部第8水源（検出状況により回数は異なります。また、ポンプ故障等で取水停止した井戸は実施しません）

※11 年4回実施する地点（7ページ、表7参照）

No.10 木瀬ダム水源

※12 原水のため省略します。

※13 消毒剤の添加により生成する項目であるため原水は省略します。

(3) 水質管理目標設定項目

No	項目名	目標値		検査回数 (回/年)		分類
				浄水	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/L	1	1	無機物/ 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002	mg/L	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/L	1	1	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	1	1	一般有機物
8	トルエン	0.4	mg/L	1	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	mg/L	1	1	
10	亜塩素酸(※1)	0.6	mg/L	0	0	消毒副生成物
12	二酸化塩素(※1)	0.6	mg/L	0	0	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	mg/L	1	0 (※3)	
14	抱水クロラール	0.02	mg/L	1	0 (※3)	
15	農薬類(115項目)	1(※2)		1	1	農薬

No	項目名	目標値	検査回数 (回/年)		分類
			浄水	原水	
16	残留塩素	1 mg/L	1	0 (※3)	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下	1	1	味
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	着色
19	遊離炭酸	20 mg/L	1	1	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	1	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	1	一般有機物
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	1	味
23	臭気強度 (TON)	3	1	1	臭気
24	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下	1	1	味
25	濁度	1 度	1	1	基礎的性状
26	pH 値	7.5 程度	1	1	腐食性
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	1	0 (※3)	
28	従属栄養細菌	2,000 個/mL	1	1	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	1	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1	着色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/L 以下 (暫定)	1	1~2 (※4)	一般有機物

※1 消毒剤として二酸化塩素を使用していないため省略します。

※2 農薬の目標値は、27 ページ「(5) 農薬類」に記載されている各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が 1 以下であることを示します。

※3 原水のため省略します。

※4 検出状況により回数は異なります。

(4) 水質管理上必要な項目

No	項目名	目標値	検査回数 (回/年)		分類
			地下水	表流水	
1	大腸菌	なし	1~4	1	耐塩素性病原生物汚染の指標
2	嫌気性芽胞菌	なし	1~4	1	
3	クリプトスポリジウム	検出されないこと	0~1	1	耐塩素性病原生物
4	ジアルジア	検出されないこと	0~1	1	

・「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省) 及び「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施します。

・時瀬水源及び根山水源については、大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年 1 回実施します。その他の地下水については、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を年 4 回実施し、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査は実施しません。

(5) 農薬類

単位：mg / L

No	項目名	目標値
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02
4	EPN	0.004
5	MCPA	0.005
6	アシュラム	0.9
7	アセフェート	0.006
8	アトラジン	0.01
9	アニホス	0.003
10	アミトラズ	0.006
11	アラクロール	0.03
12	イソキサチオン	0.005
13	イソフェンホス	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3
16	イプフェンカルバゾン	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	0.09
18	イミノクタジン	0.006
19	インダノファン	0.009
20	エスプロカルブ	0.03
21	エトフェンプロックス	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01
23	オキサジクロメホン	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03
25	オリサストロビン	0.1
26	カズサホス	0.0006
27	カフェンストロール	0.008
28	カルタップ	0.08
29	カルバリル (NAC)	0.02
30	カルボフラン	0.0003

No	項目名	目標値
31	キノクラミン (ACN)	0.005
32	キャブタン	0.3
33	クミルロン	0.03
34	グリホサート	2
35	グルホシネート	0.02
36	クロメプロップ	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001
38	クロルピリホス	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	0.05
40	シアナジン	0.001
41	シアノホス (CYAP)	0.003
42	ジウロン (DCMU)	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008
45	ジクワット	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 (※1)
48	ジチオピル	0.009
49	シハロホップブチル	0.006
50	シマジン (CAT)	0.003
51	ジメタメトリン	0.02
52	ジメトエート	0.05
53	シメトリン	0.03
54	ダイアジノン	0.003
55	ダイムロン	0.8
56	タゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01 (※2)
57	チアジニル	0.1
58	チウラム	0.02
59	チオジカルブ	0.08
60	チオファネートメチル	0.3

No	項目名	目標値
61	チオベンカルブ	0.02
62	テフリルトリオン	0.002
63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
64	トリクロピル	0.006
65	トリクロルホン (DEP)	0.005
66	トリシクラゾール	0.1
67	トリフルラリン	0.06
68	ナプロパミド	0.03
69	パラコート	0.01
70	ピペロホス	0.0009
71	ピラクロニル	0.01
72	ピラゾキシフェン	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
74	ピリダフェンチオン	0.002
75	ピリブチカルブ	0.02
76	ピロキロン	0.05
77	フィプロニル	0.0005
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
80	フェリムゾン	0.05
81	フェンチオン (MPP)	0.006
83	フェントラザミド	0.01
84	フサライド	0.1
85	ブタクロール	0.03
86	ブタミホス	0.02
87	ブプロフェジン	0.02
88	フルアジナム	0.03
89	プレチラクロール	0.05

No	項目名	目標値
90	プロシミドン	0.09
91	プロチオホス	0.007
92	プロピコナゾール	0.05
93	プロピザミド	0.05
94	プロベナゾール	0.03
95	プロモブチド	0.1
96	ベノミル	0.02
97	ペンシクロン	0.1
98	ベンゾビシクロン	0.09
99	ベンゾフェナップ	0.005
100	ベンタゾン	0.2
101	ペンディメタリン	0.3
102	ベンフラカルブ	0.02
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01
104	ベンフレセート	0.07
105	ホスチアゼート	0.005
106	マラチオン (マラソン)	0.7
107	メコプロップ (MCPD)	0.05
108	メソミル	0.03
109	メタラキシル	0.2
110	メチダチオン (DMTP)	0.004
111	メトミノストロビン	0.04
112	メトリブジン	0.03
113	メフェナセット	0.02
114	メプロニル	0.1
115	モリネート	0.005

※1 二硫化炭素として

※2 メチルイソチオシアネートとして